

◆◆ 年末調整のご準備はお早めに! ◆◆

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税の納期限は1月10日(木)です。納期限の特例の承認を受けている場合は1月21日(月)です。税理士等への報酬の支払報告と合わせて期限内納付をお願いします。昨年と比べて変わった点は下記のとおりですので、ご注意ください。

- 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正
- 各種申告書等の様式変更
- 保険料控除申告書に添付する証明書の範囲の改正

消費税軽減税率対応講習会のお知らせ

日時：平成31年1月18日(金) 13:30~15:30
場所：伊賀市商工会館 2階研修室(伊賀市下柘植723-1)
定員：30名(定員になり次第締切)
講師：税理士 川嶋三雄氏

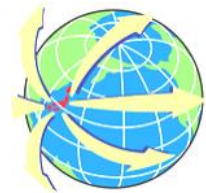


経営講習会のお知らせ

『グローバルシンキング』～体験談から学ぶ! 意外と簡単、海外へ～

近年は、大企業のみならず中小企業、さらには製造業だけではなく飲食・サービス業などの非製造企業も海外進出を加速させています。海外展開への経営者体験談をもとに、経営者事例から探る海外進出について、また補助金や支援施策の活用術など、小規模企業事業者等の動向を交えながら、わかりやすく解説していただきます。この機会に是非ご参加ください。

日時：平成31年1月29日(火) 19:00~20:30
場所：伊賀市商工会館 2階研修室(伊賀市下柘植723-1)
定員：20名(定員になり次第締切)
事例発表：株式会社 福岡醤油店 代表取締役 川向啓造氏
講師：木津中小企業診断士・FP事務所 木津博典氏



※受講ご希望の方は、どちらの講習会も本所または最寄りの支所へお申し込みください。

記帳継続指導個別相談会のお知らせ

開催月日	時間	担当税理士	開催場所	会場所在地	電話番号
1月16日(水)	13:30~16:00	税理士 鈴木 陽介	阿山支所	伊賀市馬場1128-4	43-0014
		税理士 吉野 奈保子	大山田支所	伊賀市平田950-1	47-0321

三重県最低賃金の改正について

「三重県最低賃金」は常用・臨時・パート・アルバイト・委託などの雇用形態や年齢にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。なお、特定の産業に該当する事業所で働く労働者には、下表の「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。この機会に、事業所における賃金額を確認してみてください。

	件名	効力発生日	最低賃金額
地域別最低賃金	三重県最低賃金	H30.10.1	時間額 846円
特定(産業別)最低賃金	ガラス・同製品製造業	H30.12.20	時間額 879円 (18円↑)
	電線・ケーブル製造業	H30.12.20	時間額 900円 (19円↑)
	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	H30.10.1	時間額 846円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	H30.12.20	時間額 886円 (19円↑)
	建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部品・付属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	H30.12.20	時間額 921円 (19円↑)

平成30年分青色申告決算のために

個人事業者の皆様は、通常暦年（12月31日）で事業所得に係る決算を行うこととなります。そこで正しい決算に向けて次のことにご留意ください。

□棚卸表の作成

商品、製品、仕掛品、貯蔵品については、12月31日での棚卸表を作成し保存してください。

預け商品や建設業の方の仕掛工事等にもご注意ください。

□未収入金、未払費用の計上

原則として平成30年に確定した収入や費用を計上することが必要です。

特に収入の計上漏れの無いようご注意ください。

□前受金、前払費用の繰り延べ

特定の支出を除き30年分の収入や経費に計上する必要はありません。

但し、29年に収入、経費に算入しなかった額の計上はお忘れなく。

□家事消費等

平成30年に家事のために消費した棚卸品・商品等は、売上金額に含める必要があります。

明細等計上根拠を残すようにしてください。また、同様に家事に係る費用は経費になりませんので合理的に計算して経費から除外してください。



伊賀市より償却資産（固定資産税）申告のお願い

償却資産とは、工場や商店の経営者や駐車場・アパートを賃貸している人が事業のために使用する土地・建物以外の有形資産をいいます。事業をしている法人・個人に申告義務があります。

【対象者】伊賀市内で事業を行っているすべての法人・個人

【申告書の入手方法】12月上旬に伊賀市課税課より発送します。届かない場合はご連絡ください。

申告書と申告の手引きは伊賀市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法等】申告書に必要事項を記入の上、受付窓口に持参または郵送してください。

詳しくは伊賀市ホームページに掲載されている償却資産申告の手引きをご覧ください。

URL：<http://www.city.iga.lg.jp/0000004890.html>

【提出期限】平成31年1月4日（金）から1月31日（木）

お問合せ・提出先 伊賀市財務部課税課資産税係（伊賀市四十九町3184）

☎0595-22-9614 FAX0595-22-9618

※締め切り間際は申告が集中するため、早めの申告をお願いします。

リーガルサポートシステム（企業法務専門支援員制度）のご案内

商工会では、会員の皆様からの法律相談に弁護士が無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談（事業以外の相談も可）まで、気軽にご利用ください。

次回相談予定日 平成31年1月9日（水） 午前10時～午後5時

場 所 伊賀市商工会館 相談室（伊賀市下柘植723-1）

担 当 者 楠井法律事務所 担当弁護士

■ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

 次回の 会員一斉訪問実施予定日は **1月16日(水)** です 

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。16日にお伺いできない場合は18日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所（☎45-2210）までお願いいたします。

《貸付金利の状況》

（平成30年12月1日現在）

日本政策金融公庫	普通貸付基準利率（使用用途、返済期間、担保の有無等により異なる）	基準金利
	経営改善貸付（無担保・無保証人）	特別金利F
三重県融資制度	小規模事業資金（第三者保証不要・別途保証料）	1.60%または1.70% →
商工貯蓄共済制度	一般（保証料不要）	1.675%～2.075% →
	保証協会保証付（別途保証料）	1.40% →

年末・年始業務のお知らせ

【年末】 12月28日（金）

御用納め



伊賀市商工会の年末・年始の業務は左記の通り

【年始】 1月4日（金）

業務開始

ですので、よろしくお願い致します。



会員の皆様、よいお年をお迎えください。

